

## 【青木太一郎議員】

私は、御存じの青木太一郎であります。

平山知事におかれましては、素晴らしい成績で県民の負託を得られました。心からお祝いを申し上げる次第であります。

新世紀に向かって出航した平山県政新潟丸の航海のかじ取りに、県民ともども大いに御期待申し上げる次第であります。

さて、「ミレニアム」という言葉から始まったこととしてありましたが、最近「新世紀」という言葉に表現が変わってきております。何を意味するのか、ミレニアムにあやかって期待したものが、景気の回復がままならず、期待外れに今世紀が終わろうとしているからでありましょう。すべてが低迷している世の中を早くカウントダウンして、20世紀の過去の出来事を淘汰して生まれ変わる時代にしたい願望で新世紀に期待をかけているのではないのでしょうか。

先日、第2次森改造内閣が発足しました。景気対策も必要、財政構造改革も必要、IT改革も、さらに教育改革も必要、必要とするものは必要であります。政治という根源が国民のためにあるということ、政治家も国民の一人であるということ、この政治の基本理念に立って、新世紀の諸問題の施策に真剣に取り組みを期待するものであります。

けさ私は朝飯を食べていたとき、ふと頭に浮かぶのは、きょうは平成12年12月12日であります。平成年号で1、2というような同じ数字が並ぶ日がこれが最後だと思えます。今、国、県、市町村、企業、住民が混迷している世の中で、背伸びしていくことなく、行政も県民もみんなが足並みそろえて、「いちに」「いちに」と声をかけ合って、一步一步着実に未来の発展に努力していくことが極めて重要なときだと思っております。

本議会は、今世紀最後の定例会となりました。今神聖なる議場に登壇して緊張感を覚え、無情の喜びと感動に震えるものを感じる次第であります。

先週、昨日、本日の質問を通じて活発な議論が交わされており、ほとんど出尽くした感さえいたしておりますが、あえて私は県政の抱えている課題を一つ一つ大事にしながら、いささか違った視点と角度から虚心坦懐に、額に汗して働く県民の立場に立って、平山県政へ進言及び提言並びに激励を込めて簡潔明瞭に御質問を申し上げたいと存じます。しばらくの間、御清聴賜りますようお願い申し上げます。

最初に、知事の政治姿勢についてお伺いしたいと存じます。

お隣の田中長野県知事は、マスコミの主役のようなパフォーマンスを繰り返しております。さらに、今アメリカの大統領選挙でブッシュ、ゴア陣営が得票でもめて、いまだに決まらずにおります。アメリカの大統領になれる資質、条件というものがあるそうであります。それは、例えば馬のような体力、ウミガメの健康、ライオンの勇氣、犬のセントバーナードの親切、ダチョウの胃袋、そしてサイの面の厚さだそうであります。世界をリードするには面の厚さが物を言うようで、この話を聞いてなるほどと感じ入った次第であります。(私語あり)御想像にお任せします。

新潟県人はしょうがりやで、もじけもんが多いと言われていますが、3期を見事当選を果たされて、資質、実績、条件がおそろいになったところで知事に御質問申し上げたいと思えます。

知事は、「公正でクリーンな県民本位の開かれた県政の推進」を基本姿勢とされており、就任3期目に当たり、県民のための県政について、特に配慮していく点や強調すべき点はどのようなものでありましようか、まずお伺いする次第であります。

さらに、経済通の知事が選挙期間中に県民に対して多くの選挙公約、つまり手形を発行されたわけですが、任期中にその実現と決済に向けて真剣に取り組んでいただきたいことを強く望むものであります。来るべき21世紀の県政進展にかける意気込みと不退転の決意をまずお伺いする次第であります。

さて、知事御自身も議員各位もここに居並ぶ県庁幹部職員の皆様方も、物心がついたときは20世紀の半ば、つまり戦後55年の社会の中で生きてきたわけであります。社会状況の変化は目まぐるしく、戦後からの景気の一つの例にとりますと、1950年代に勃発した朝鮮戦争による特需景気、神武景気、あるいは、いざなぎ景気、第1次、第2次オイルショック、円高不況を経て80年代からの好景気、いわゆるバブル景気、そして90年代バブル崩壊による景気の低迷、その後遺症に悩む不景気な現代に至ったのであります。

景気動向の移り変わりとともに、少子高齢化の対応、IT、情報技術通信の発達による改革、グローバルスタンダードによる国際化の進展、地球環境汚染等々、その対応も多様化し、本県においても諸問題を抱えたまま激動の20世紀もあと20日で終わろうといたしております。

平山知事が最初に御就任された8年前は、まさにバブルがはじけた不景気のさなか、経済不安なときでありました。県財政においても決して楽なものではなかったと思います。振り返ってみて、知事在職8年間の平山県政について、御自身をどのように評価されておられるのか、また反省すべき点がありましたら、お聞かせいただきたいと存じます。

さらに、財政問題についてお伺いいたします。

先日、新潟県長期総合計画、21世紀最初の10年計画「新潟・新しい波」ニイガタ・ニュー・ウエーブ基本構想編、基本計画編の案をちょうだいいたしました。県民生活に直接結びつく施策について、トータルプランとしてまとめられておりますが、課題として掲げられておる施策は、すべて「促進します」、「推進します」、「支援します」、「整備します」、「努めます」、「図ります」という表現が多かったように思います。

この基本構想のアクションを起こす、実行した場合に、その裏づけとなるお金、いわゆる財政規模や予算措置が今後10年間でどのくらいお金が必要になるのか明記されておられません。財政危機にある本県の状況で、借金に頼らず、自主財源の確保見込みがあって策定されたことと思いますが、ぜひ県民福祉の向上のために、この基本構想のグランドプランの実現に向けて御努力をいただきたいことを要望して、現実の財政問題についてお伺いしたいと思います。

報道によりますと、本年度の財政不足額は約450億円に縮減されたとのことであります。依然として巨額の財政不足に変わりがなく、財政健全化のための措置を講じる必要があるのではと考えるところであります。平成16年までの間、この不足分をどのように措置されるのか、具体的な取り組みについてまずお伺いしたいと存じます。

次に、今回の補正予算のうち、「日本新生のための新発展政策」分の財源については、地方交付税の追加や地方債の発行などの地方財政措置が講ぜられ、また地方債の後年度償還には地方交付税で手当てがなされると聞いております。この措置で確実に地方交付税が増額され、本県の財政に影響がないと言えるのか、今回の対策が本県財政に与える影響はどのようなものか、お伺いしたいと思います。

また、平成7年度からは毎年2,000億円を超える多額の地方債を発行しておりますが、その残額も9月補正予算の見通しでは、平成12年度末までで約1兆8,000億円程度となる見込みとなっているのであります。

本県の人口規模などから見た場合、県民の後年度負担となる地方債残高の限界をどのように考えておられるのか。そして、公債費を抑制するため、財政健全化集中期間中の当初予算では、新規地方債の発行を特別なものを除き、平成11年度の約90%以内に抑制することとしているようですが、この方針は堅持できるのか、あわせてお伺いしたいと思います。

さて、県民の方が地方債というものがどんな性格なものか、どのように使われているのか、余り知識がないようであります。証券会社から新潟県債は利回りがいいからどうでしょうかという電話で直接知るようなものであります。先ほど申し上げました県民ともども「いちに」「いちに」と歩調を合わせて協力していただくには、県債発行の理解が必要と考えられます。

そこで、お尋ねします。平成11年度末における地方債残高の借入先別と利率別の状況と借り入れに際しての後年度負担縮減に向けての取り組みについて、まずお伺いをいたします。

財政問題の最後になりますが、多額の地方債残高を有するなど厳しい財政状況の中で、知事選挙で示された公約を任期中の予算に反映していくのか。また、公約を実現するためには廃止や縮小を行わなければならない事業もあると思いますが、財政的な面を考えると、どうしてもスクラップ・アンド・ビルドの考え方で、「新潟・新しい波」構想を実行しなければならないと考えております。知事の基本的な御所見をお伺いする次第であります。

次に、全国的に頻繁に医療ミスが次々と報告されております。本県においても、安心して高度医療が受けられ、患者及び家族に信頼され、また全国的に医療技術の評価も高いとされている県立がんセンター新潟病院で、乳がん手術の左右取り違い事故が発生し、県民に大きな不安と不信感を与えたことは、まことに残念な結果であり、このような医療事故に多くの県民がショックを受けたのであります。

知事は、11月の企業会計決算審査特別委員会において、県立病院の設置者として、県民並びに議会におわびするとともに、今後は職員一丸となって信頼回復に努めていく旨の決意を述べられました。そこで、この事故に関して、知事、病院局長、福祉保健部長に御質問をさせていただきたいと存じます。

まず、病院局長に端的にお伺いいたします。県立病院において、過去5年間の医療事故はどのような状況でありましたでしょうか。県立がんセンター新潟病院の医療事故に関しまして、マスコミの報道によれば、当時の調査が不十分であり、事実関係にあいまいな部分があることから、病院局において調査班を設置して、再度確認作業を行っているところと聞いています。

この調査は、いつまでかかるのか、また、この調査によって新たな事実が判明した場合、組織の中で

の出来事とはいえ、担当している現職が全く赴任前のことで、悲痛な顔で対応している姿が何とも割り切れないものがあります。処分というものがあればどのように考えておられるか、退職した当時の関係職員の処分というようなこともあり得るのか、お伺いしたいと存じます。

次に、医療事故が発生した場合の調査についてお伺いしたいと思います。

現在は、病院の報告に基づき、病院局が調査することになっておりますが、特に医師確保の面から、十分調査ができないとの指摘もあると聞いております。第三者をこの調査に入れる考えがとおりでしょうか。

また、この11月27日に発表された県立病院医療事故公表基準は、全国でも例のない画期的なものと考えておりますが、医療事故を起こした医療機関は、患者に不安感、不信感、不快感を与え、信頼をなくすほか、そこで働く職員の志気も低下し、場合によっては経営に大きなダメージを及ぼしかねない事態に発展することになります。そういう課題を乗り越えて公表基準を作成した理由は何でありましょうか。

ただ、気になるのは、公表基準の策定に当たっては、全病院長で協議を行っているようでありますが、現場で医療を担当している院長や医師から異論はなかったのか、あわせてお伺いする次第であります。

次に、知事にお伺いしたいと存じます。医療事故の処理は、基本的に当時者間で行うべきものでありますが、最近の痛ましい事故の報道を見ますと、県としてもすべての医療機関に対して、事故防止に向けて何らかの指導的役割を果たすべきと考えますが、知事の御所見をお伺いするものであります。

また、医療機関の監視、指導を所管している福祉保健部長にお尋ねします。事故防止マニュアルを作成したり、民間病院における医療事故による県への報告などのあり方について、関係機関と協議しているようでありますが、どのような進捗状況でありますか、お伺いをいたします。

さて、医療事故に係るお尋ねはこれで終わりたいと思いますが、私は人の命を預かる医師、看護婦など、現場の医療担当者が患者に対する心の問題で事故防止が図れると思います。

「人の痛みと優しさをいつもわかりたい」

現在新発田市内で開業され、かつて県医師会長を務められた馬場先生が常日ごろおっしゃっている言葉だと聞いております。自分よりも人間を大事にしたいという温かい心に残るこの言葉は、医療に携わる人たちの教訓のように思われます。事故防止、事故調査もこのマニュアル作成も必要と思いますが、要は患者の痛みがわかる優しさ、思いやりの気持ちがあれば事故は防げらると思うのであります。医療の信頼回復のために、患者、家族の心を大事に医療に当たっていただくことを要望する次第であります。

次に、農政問題について伺います。

我が国農業が、UR農業合意の受け入れによる国際競争力の激化と、新たな情勢変化により一段と厳しさが増す中で、本県農業にあっては依然として農業就労者の高齢化、担い手不足、中山間地を中心とした耕作放棄地や不作付地が増大し、加えて生産基盤の脆弱化や営農意欲の減退など、農業、農村の活力低下が懸念されておるのであります。

しかも、本県農業の根幹をなす米については、生産調整の拡大と新食糧法施行に伴い、生産から流通に至る大幅な規制緩和と市場原理が導入され、米穀情勢は大きく変化したのであります。

そこで、本県の農業は県民総生産においては全体の2.1%にすぎないわけですが、しかし食糧供給源として発展してきた歴史がある中で、単なる数字でははかり知れない農業の価値が認識されてしかなるべきと考える次第であります。そこで、改めて知事の本県農業に対する基本的な認識をお伺いする次第であります。

次に、市場原理のさらなる導入がうたわれ、食料・農業・農村基本法のもとで、農産物の輸入の自由化が進み、農業生活者が相撲で言ったらまさに土俵の徳俵に足がかかっている、そしてそれに踏ん張っている状態であると私は思うのであります。

こうした中で、国内の産地間競争がますます激化し、新たな農林水産ビジョンにおいて、競争力ある新潟県の農業をどのように打ち出していこうとされているのかお伺いいたします。

また、農産物の価格変動が続く中で、国は農業者の経営、所得の安定を図る新たな制度を創設すべく、検討に着手したと聞いております。その検討状況と県としての対応についてもあわせてお聞かせいただきたいと思っております。

さて、平成13年の米の生産調整において、緊急拡大分2,740ヘクタールに対して、最大7億9,000万円を充てる県単年度の緊急支援策を8日の代表質問の答弁で表明されましたが、12月1日の説明会において、緊急拡大分の市町村別ガイドラインについては、どのような配分を行ったのか、また今回の緊急総合米対策は平成13年度限りと考えてよろしいのか、あわせてお伺いをしたいと存じます。

さらに、緊急拡大分の生産調整について、メリット措置を受けるために、個人達成はもとより地域達成が要件であると聞いております。このメリット措置とその要件についてもお尋ねいたします。

さらに、年金制度について、農業者年金制度のみならず、すべての年金制度に見直しが求められている現状であります。農業者年金制度見直しについては、農業者の意向を十分に反映したものとなるよう、知事は国に働きかけていただきたいと思います。

先般、農林水産省、与党及び農業関係団体の3者協議により決着し、現在、国において農業者年金法の改正作業中と聞いております。この改正案に対する知事の御所見と今後の見通しについてお伺いしたいと存じます。

次に、農協を取り巻く金融・経済情勢が非常に厳しさが増してきている中で、本県のJAグループでは、県内の農協を14に統合する14農協構想を策定し、農協合併に取り組んでいると承知しております。

しかしながら、この最終年に当たる本年末の達成は困難と言われております。この農協合併について、現在の見通しはどのような状況になるのか、また計画どおりに農協合併が進まないでいるが、どんな問題があるのか、また今後の対応についてお伺いしたいと存じます。

さらに、土地改良区の統合整備についてもお伺いしたいと思います。農地があって農産物生産が可能なわけであり、先ほどお伺いしておりますように、米を初めとする農産物価格の低下に加えて、生産調整の拡大など、土地改良区においても大変厳しい状況下にあると思います。

御承知のように、農家の賦課金で運営している土地改良区も、農業を取り巻く環境の変化の対応や土地改良施設の老朽化などで、維持管理費の増嵩など、対応に苦慮していると聞いております。

一方、地域資源である水と土を管理している土地改良区の役割はますます増大してきており、適正な機能を維持するための運営基盤を強化する観点から、土地改良区の統合整備を推進する必要があると考えております。したがって、本県の土地改良区統合整備の現況と今後の見込みについて、御所見をお伺いする次第であります。

次に、教育問題についてお伺いします。

さて、皆さん、私が日ごろ最も尊敬し、毎朝お習いいたしております上 栄治先生の御著書「立国への道標」より、教師像について活用させていただきます。皆さんには、「釈迦に説法」かと存じますが、しばらくお聞きください。

学校教育とは、たしかに、知・徳・体が3本柱であります。しかし、その3本柱を支えているものは、教師と生徒の人的なきずなであります。この絆のないところに、そもそも知・徳・体はあり得ないのであります。

極端なことを申せば、学校は知育・徳育・体育を行わなくても、師弟の絆さえしっかりとしたものにしておけばいいのであります。師弟の間に、強い絆ができれば、在学の期間だけではなく、生涯にわたって、教師にも生徒にも人間的な暖かみがわきつづけるのであります。そのことで、特に生徒はどんなに自分の人生を強く生きていけることでしょうか。

女優の宮城まり子さんは、「小学校時代の先生が自分の舞台を見に来てくれ、2階の正面から『まーりちゃん』と拍手をくれた時、うれしくて涙が出て何も見えなくなった」とある本に書き、さらに次のような詩をそこに載せております。

ロケーションで宝塚に行ったら、  
「何分よろしく願います」と  
監督さんから助監督  
ライトやさんから、衣裳やさん  
メイキャップさんから守衛さんまで  
頼みまわって  
私をうれしいやら  
はずかしいやら、  
おろおろさせる谷口先生  
困っちゃったな  
私にはこんな先生がいる。  
やさしくて親切で  
すぐ泣いちゃって  
お金もあんまりないくせに  
持てないような大きな花束を  
千秋楽の日届けてくれて、  
後できっと貧乏している谷口先生。  
先生、ありがとう、ほんとうにありがとう  
私は今、心からすてきに大きい

花束を貴方に捧げます。

谷口先生

ありがとうございました。

これは、女優の宮城まり子さんと谷口先生の間で熱い血が通い合っております。それは、何十年経っても冷めないどころか、ますます熱くなっていくようになります。谷口先生が、ただ国語や算数の教え方がじょうずであっただけでは、このように強く宮城さんの心に先生のことが焼き付くはずがありません。先生の暖かい人間性が、宮城さんの心をとらえ、そして二人の絆は堅いものとなったのであります。

この絆が、女優としての宮城さんをどんなに励ましたことか、それはさきに挙げた詩の中にはっきりと表れております。それだけに止まらず、宮城さんが心身障害児のために「ねむの木学園」をつくったことも、たぶん谷口先生の暖かい心に、宮城さんが影響を受けたからではないか、と私は思います。

このような事例に接しますと、学校の教師は、生徒に物事を教えることよりも、教師自身の人格を生徒に示すことの方が、はるかに大切であることがわかります。それでは、人の師たるべき人格の基本とは何なのか。そのことについて考えてみましょう。

その第一は、すでに谷口先生の例で見ましたように、暖かい心であります。生徒の悲しみを、自分の悲しみとして泣くことのできる、その心こそ師にとってなくてはならないものであります。優れた弟子を育て上げた教師は、みんな暖かい心を持っていました。弟子は、教師の愛情の中でこそ、持って生まれた能力を十分に育てることができるのであります。

冷たい北風では、身につけたオーバーを脱がすことはできません。しかし、あたたかい太陽の下では、どんな人も知らず識らずのうちに、オーバーを取り去ってしまいます。教師と生徒の関係もこれとまったく同じであります。教師の暖かい人格に触れれば、生徒はすすんで心を開き、のびのびと自分自身を伸ばすことができるのであります。

教師にとって必要な第二のことは、つねに若々しい心を持つことでもあります。若々しいということは、何ごとをも積極的に学ぼうという姿勢を指します。さらに、ここでいう若々しさとは、素直であり、また謙虚であるということでもあります。教師に若々しさがなければ、人格的に生徒をひきつけることはできないのであります。このことは、かつてノーベル学者の湯川秀樹先生が、師・長岡半太郎について書いた文章を見てもわかります。

先生は、いつもカラッと晴れた夏の空といった感じで、先生と話をした後味は、いつもよかった。先生がいつも非常にのびのびとして、どこかに子どものような純真な気持ちを持ちつづけておられたことは、私にとっていつも驚異でありました。先生はいつも新しい物理学の領域に青年のような好奇心を持ちつづけておられた。私どもが中間子の話などする時、先生が一番前の席で熱心に聴いておられるのに気づいて、果たして私自身が、一生このような情熱と謙虚な心とを保持し得るのであるかと心に問い、ますます先生に対する尊敬の念を深めたことでありました。

時間がございません。機会がありましたら、また申し上げたいと存じます。

したがって、先般、教育改革国民会議から報告がありました。国民の間に教育問題についての関心が非常に高まってきております。大島前文部大臣は、よりよい教育を目指して、教育の目的、戦後教育の評価、新学習指導要領のねらいとその実現のための手だて、教えるプロ教師の育成など、21世紀に向けての教育改革の方向性について述べている中で、戦後教育に欠けているものは、平等主義の行き過ぎによる画一化や、個人主義の行き過ぎで、公の軽視という傾向など、幾つかの問題点を挙げております。

教育長は、学校教育を初めとする戦後の我が国の教育をどのように評価しておられるかお伺いしたいと存じます。

次に、今、17歳犯罪とも言われて、青少年の予測できない問題行動が社会的問題となっております。少年法の改正やいろいろな議論がなされております。次の世代を担う子供たちが社会の一員として自覚し、心豊かに育っていくためには、どのような教育を行っていくべきか御所見をお伺いしたいと存じます。

さて、オアシス運動というものを各位におかれては御存じだと思います。オはおはようございます、アはありがとうございます、シは失礼します、スはすみません。これは、かつて岡山県の農村から全国に広がったあいさつ言葉であるそうであります。以前は、私どもが勤めておりました役場の玄関に標語として掲げていたことがあります。

教育改革国民会議の中間報告では、人間性豊かな日本人を育成するために、教育の原点は家庭であることを自覚することを冒頭に掲げ、家庭教育の重要性を訴えておりますが、私は、はいと返事する素直な心、ありがとうという感謝の心、すみませんという謙虚な心、子供たちに豊かな心をはぐくむためには、家庭や地域社会における子育てや教育が極めて重要なことであると考えておるところであります。きちっとおじぎとあいさつができる礼儀正しい人間を育てることが、これからの教育と考えております。

このことについても教育長の御所見をお伺いする次第であります。

まだまだいろいろ申し上げたいこともございますが、またの機会にさせていただきたいと思っております。

さて、日本経済も新潟県財政、今まさに累卵の危うきこのピンチ、苦痛、苦難は福<sup>ふくもん</sup>門の始まりの精神で、聡明闊達なる平山知事を先頭にいたしまして、常にプラス指向で「いちに」ともどもに県民に声をかけ合って、もっと元気を出し、曇りなき明鏡の心境で、明るい活力ある新しき 21 世紀の大節を迎えられますように大いに御期待申し上げ、一般質問を終了させていただきます。

御清聴まことにありがとうございました。

## 【平山征夫知事】

それでは、青木議員の一般質問にお答えしたいと思います。

まず初めに、県政推進における私の基本姿勢についてでありますけれども、私は今まで公正でクリーン、そして県民本位の開かれた県政、県民参加型の県政の推進を基本姿勢といたしまして、県議会を初め、さまざまな機会を通じまして、議員各位や県民の皆さんから御意見・御要望を賜り、御理解をいただきながら県政を推進してまいったところであります。

今後もこうした姿勢を堅持いたしまして、さらに「県民起点」の県政をより明確に推進すべく、情報公開のさらなる推進、あるいは県民の皆さんからの政策提言の活用等に努めてまいりたいと考えております。

また、21 世紀の県政推進にかける決意いかんということではありますが、私といたしましては、産業政策の充実、福祉・医療の充実、日本海交流の活発化、教育、文化・スポーツの振興など、これまで手がけてまいりました取り組みをさらに進めますとともに、環境循環型社会の形成、都市と農村との一体的発展など、本県の持つ可能性を最大限に生かしながら、21 世紀にふさわしい安心と活力にあふれた快適な生活空間を実現いたしまして、だれもが誇りを持って住みたくするような「ふるさと・新潟県」を築き上げていくために、全力で取り組んでまいる所存でございます。

次に、2 期 8 年の県政に対する私自身の評価いかんというお尋ねでありますけれども、私はこの 8 年間、ふるさと新潟県の発展と県民の皆さんの福利の向上に向けて、全力で取り組んでまいったところであります。その結果、県民所得が伸びましたし、そしてその全国との格差が縮小いたしました。海外航路が拡大したり、物流が活発化し、国際航空路線もふえました。アジア文化祭、歴史博物館などの文化の振興、里創プランなどの地域づくり、特別養護老人ホーム等の福祉施設の整備、高速交通体系のネットワークの確立等々、かなりの成果を見ることができたものというふうに思っております。

今後は、地域の自立や少子高齢化、IT 革命など、時代の変化に対応した力強い本県の産業、農業の強化などの課題に適切に対応していく必要がありますほか、まだまだ本県におきましては、生活に密着した道路あるいは下水道などの整備を進める必要性のあるところも多く、こうした福祉や生活の基盤となります社会資本の整備などの課題につきまして、県土の均衡ある発展を目指しまして、さらに努力をしていくことが必要であるというふうに考えております。

財政問題についてお答えしたいと思います。

まず、平成 16 年度までの財源不足額への対応でありますけれども、昨年 11 月に策定いたしました財政健全化計画に基づき、中期的な視点で収支均衡を目指しまして、昨年実施いたしました全事業を対象とした総点検結果の確実な実施に加えまして、さらなる事業見直しを進めまして、少なくとも財源不足額の半分程度はみずからの努力で捻出したいというふうに考えておりまして、残りにつきましては、今後の地方財政対策による交付税等での歳入増を見込んでおりますけれども、この点についてなお不足する場合には、各年度の予算編成における一層の歳入確保と歳出削減に努めるとともに、必要に応じましては基金からの繰り入れによりまして、対応していく所存であります。

次に、今回の経済対策の本県財政に与える影響でありますけれども、今回の国の経済対策に伴います公共事業等の追加に係る地方負担分につきましては、地方の公債費の極力抑制という観点から、その 80%については地方債を充当し、その元利償還の全額を後年度の交付税に算入され、残りの 20%については、国税の自然増収分等を見合いに、本年度に交付税の増額措置をするということになっておりまして、本県に対しましても、経済対策分等といたしまして、先般、約 70 億円の交付税の追加交付がなされたところでありまして、従来の経済対策と比べますと、地方の財政負担に配慮がされております。

なお、地方債の元利償還金が後年度地方交付税で措置されるためには、地方交付税の総額の確保とい

うことがぜひとも必要でありますので、このことにつきましては、国に対し強く要望してまいりたいと考えております。

次に、人口規模等から見た地方債残高の限界はどうかということでありまして、地方債の中には元利償還金の支払い時にその一定の割合が地方交付税の基準財政需要額に算入されまして、実質的な財政負担が生じない仕組みとなっているものも多いわけでありまして、現在の残高のうち約6割がこういうものでございますけれども、単純にその意味で地方債残高のみでその限界を考えるということは、なかなか困難であるというふうに考えております。

本県は、これまで交付税によります財源措置が手厚い地方債を優先的に発行してきたこともありまして、交付税措置分を除く実質的な公債費負担の状況を示す起債制限比率は、平成11年度で9.8%でございまして、全国では低い方から9番目となっております。その点では健全な財政状況を確保しているものというふうに考えておりますけれども、公債費の増嵩は財政運営の弾力を失わせる要因でありますし、今後とも増嵩が見込まれますことから、当面、新規の県債の発行につきましては、財政健全化計画に基づき、できる限り抑制しながら、中長期的な財政対策を行い、段階的に県債残高の縮減を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、財政健全化計画の地方債発行抑制方針でありますけれども、昨年11月に策定いたしました財政健全化計画では、公債費の増嵩を抑制するために、財政健全化集中期間中における県債の発行につきましては、災害への対応、そして国の地方財政対策・経済対策などに係る特別なものを除きまして、平成11年度当初予算における発行額の90%の範囲内に抑制することとしておりまして、今年度、12年度の当初予算ではこの方針に基づきまして、11年度当初の約77%に抑制しているところであります。

13年度の当初予算における新規の発行につきましても、税収動向等不確定な部分もありませんけれども、基本的にはこの方針を堅持してまいりたいというふうに考えております。

次に、私の選挙公約の予算への反映ということについてでありますけれども、限られた財源の中ではありますけれども、多数の県民の皆さんから御支持をいただいた政策でありますので、財源の優先的かつ重点的な配分を行うことによりまして、可能な限り早期の事業化を図ってまいりたいと考えております。

なお、新規の事業につきましては、スクラップ・アンド・ビルドの考え方によりまして、既存の事業を徹底的に再構築した上で、財源を捻出していくことが大原則でありますので、今後とも事業総点検の着実な実施など、不断の事業見直しに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、医療事故防止に向けた県の指導的役割についてでございます。全病院に対しまして、毎年実施しております医療監視において、医療事故の防止に努めるよう指導しておりますほか、医療事故の事例を踏まえまして、医療機関等に対しまして、医療施設における医療事故防止対策の強化について通知し、注意喚起や取り組みの強化を求めています。

また、医療事故の発生した病院に対しましては、必要により報告を求め、あるいは立入調査を行うなどによりまして改善を求める等、事後の事故防止に向けまして指導を強めているところであります。

なお、県立病院につきましては、今般その基準を定めたわけでありまして、そのほかの病院につきましても、法的な義務はないところでありますけれども、今回の県立病院の措置を見習って、ぜひとも報告等については検討していただきたいということで、現在働きかけを行っているところでございます。

次に、農政問題についてお答えします。

まず、本県農業に対する私の基本認識でありますけれども、議員御指摘のとおり、本県の農業は、県民総生産に占める割合は低下傾向にありますけれども、農産物の加工原料とします食品産業、あるいは肥料・農業用資材供給産業、さらには観光産業など、農業とのかかわりの中で多くの産業が発展してきておりまして、本県経済や地域の均衡ある発展を支える基盤として、数字以上に大きなウエートを持っているということについては、十分理解をしているわけでありまして、今回、議員とは立場を異にいたしましたけれども、選挙をいたしますと、その感というのは強く感じるところでありまして、今回の知事選挙におきましても、農業問題が本県においていかに大きなウエートを持っているかということについては、実感をした次第でございます。

また、農業・農村は、自然環境の保全という面を含めまして、大変多様な役割を担っているわけでありまして、私としましては、農業の価値を再認識いたしますとともに、農山漁村をいわば県民共有の財産ととらえまして、大切に守り育て、次代に引き継いでいくことが重要であると考えておりまして、その意味で長期計画の中の未来戦略の一つに掲げております中山間地対策については、十分力を注いでまいりたい、そんな思いでございます。

次に、「競争力のある新潟県農業」の実現ということでありまして、これまで以上に市場原理

に基づく生産流通への対応が求められておりますことから、農業生産の構成要素であります「担い手等の人手」、「生産基盤としての農地」、「栽培作物や農業機械等のもの」、これを組み合わせまして、地域の特性に応じて最も効率的な組み合わせを考えながら、経営体を中心に最大の所得の確保、あるいは先進的な農業経営の展開が図られるような地域農業システムを構築するということが重要であるというふうに考えております。

その上で、何よりも消費者に支持される産物を提供することが大切でありまして、そのため高品質・良食味米のしかも低コストの生産と有利販売の推進に努めるということが大事でありますほか、高収益・周年型を目指しまして、園芸作物の生産の拡大、県民の新鮮・地物志向に対応した地産地消の促進、食品産業との連携等によります流通販売力の強化などを全県的に展開することによりまして、競争力と持続性を兼ね備えた総合的な食糧供給県としての地位を確立してまいりたいと考えております。

また、農業経営所得安定対策の創設に向けた検討状況と県の対応ということでありますけれども、国におきましては、市場原理の一層の導入に対応いたしまして、価格政策から所得政策への転換を図るために、経営全体をとらえた経営所得安定対策の創設に向けまして、アメリカ、EU、カナダなどで実施しております一定額の固定支払い方式や、あるいは収入の減少に対する保険方式などを参考にしながら、対象とする農家の範囲など、制度の内容について検討を行っているというふうに聞いております。県としましては、こうした制度が本県農業者にとって、将来展望を持って農業に取り組める支えとなりますように、対象農家の要件とか、あるいは補償水準など、具体的な提案を国に行ってまいりたいと考え、現在、部内で検討を始めているところであります。

次に、農業者年金制度の改正案に対する評価と今後の見通しということでありますけれども、国、与党、そして農業者団体の三者間での協議がようやく決着したわけでありまして、今回の改正の内容につきましては、国庫助成を大幅に拡大いたしまして、年金支給額の削減幅を平均 9.8%に縮小することや、46 歳以下で生じる危険性のありました掛け損を解消したこと、さらに言いますと、保険料の補助の政策支援対象者を拡大するなど、農業者の意向や県の要望がかなり反映されたものとなっております。この内容につきましては、高く評価をしております。

また、制度改正の今後のスケジュールにつきましては、国は平成 13 年度中の施行を基本方針に、次期通常国会へ改正法案を提出する予定というふうに聞いておりますので、私としましては、改正法案が早期に成立し、農業者に十分理解され、新たな年金制度として定着することを期待している次第でございます。

以上であります。

## 【川上忠義総務部長】

平成 11 年度末の地方債残高の借入先別、利率別の状況についてでありますけれども、一般会計ベースでは、県債残高は 1 兆 6,985 億円で、借入先別でいいますと、資金運用部等の政府資金が全体の 59%に当たる 1 兆 52 億円、市場公募債及び銀行等の民間資金が 41%に当たります 6,922 億円、その他の借入先が 11 億円となっております。また、利率別では全体の 88%に当たる 1 兆 4,970 億円が 5%以下となっております。

地方債の借り入れに当たりましては、財政健全化計画に基づく新規発行の抑制、あるいは交付税措置のある有利な地方債の選択等を通じまして、後年度負担の軽減に努めているところでございます。

以上でございます。

## 【板屋越麟一農林水産部長】

農政問題について 3 点お答えいたします。

まず、緊急拡大に係る市町村別生産調整目標面積の配分についてであります。生産者団体と十分協議の上、市町村の主食用水稲作付面積に応じて配分を行ったところであります。

また、緊急総合米対策につきましては、これを確実に実施し、通常の作柄であれば、需給計画では平成 14 年 10 月末の持ち越し在庫が 124 万トン程度に縮減されることとなるわけで、生産調整の緊急拡大を含め、平成 13 年度限りの措置であると認識しております。



次に、緊急総合米対策に係るメリット措置とその要件についてであります。緊急拡大分に対して、国の追加的助成金が 10 アール当たり大豆に 1 万円、ソバに 2 万円、麦・飼料作物に 1 万円、調整水田に 5,000 円などが交付されます。

なお、稲作経営安定対策については、補てん基準価格が平成 12 年産と同水準に据え置かれることから、現在の米価で試算しますと、達成地区と未達成地区では一般コシヒカリで 60 キログラム当たり約 1,000 円の補てん金の差が生ずることとなります。また、いずれも生産者個人の達成と地区の達成、加えて県の実績が平成 12 年度を上回ることが要件とされたところであります。

次に、14 農協構想の達成見通しについてであります。本県 J A グループは、組合員や地域住民のニーズにこたえる高水準で安定的なサービス提供を行うとともに、自己責任に基づく適切な運営が可能な農協づくりを目指して、14 農協構想を策定し、その達成に努めてきたところであります。構想の最終年である本年度末での構想達成は、14 地区中 9 地区であり、農協数では 40 農協となる見込みであります。

また、計画どおりに合併が進まなかった要因としては、自己資本や不良債権の存在といった財務基盤格差のほか、参加する農協の地理的条件や経営方針の違い、地域の結びつきが希薄化することへの組合員の懸念等が挙げられるところであります。

このため、実施主体である本県 J A グループでは、平成 13 年及び 14 年の 2 カ年間を最重要期間と位置づけ、14 農協構想の早期達成に向け、一層の取り組み強化を図ることとしておりますので、県といたしましても、合併未参加の農協に対し、農協中央会や関係市町村と連携を図りながら、合併促進を支援してまいりたいと考えております。

以上です。

### 【田口高士農地部長】

土地改良区の統合整備の現状と今後の見込みについてであります。本県の土地改良区数は、昭和 38 年時点の 289 をピークに、その後統合整備が積極的に進められた結果、現在 170 減の 119 となっております。1 土地改良区当たりの地区面積について見ますと、北海道を除き全国第 1 位の約 1,300 ヘクタールと拡大されております。

食料・農業・農村基本法に規定されております農業の持続的発展と多面的機能の発揮を担う、公共・公益的組織として、水利条件など地域の状況に応じ、農家の合意形成のもと、今後とも統合整備が着実に進められると見込んでおります。

県としましても、土地改良区組織体制の強化や農家負担の軽減などの観点から、統合整備にかかわる各種助成制度を活用しつつ、支援、指導に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

### 【笹川勝雄福祉保健部長】

医療事故の県への報告等についてであります。現在新潟県病院協会と医療事故の県への報告等のあり方について協議を開始しており、その協議の結果を踏まえて、新潟県医師会と関係団体とも協議を行う必要があり、事後協議を行うこととしております。

また、事故防止マニュアルの作成につきましては、国が今般、国立病院等に対して、医療事故に関して示した「リスクマネジメントマニュアル作成指針」等を参考に、個々の病院に即したマニュアルの作成また見直しを行うよう、改めて指導することとしております。

### 【三島直樹病院局長】

県立病院における医療事故関係についてお答えいたします。

最初に、県立病院における過去 5 年間の医療事故の発生状況についてであります。院内における転

倒事故や内視鏡に起因するものなど、平成8年度から本年度11月末現在までに、53件の医療事故が発生しております。

これらの医療事故のうち、既に示談済みのものは28件で、訴訟となったものが10件、その他は示談協議中などとなっており、また先般発表いたしました公表基準に該当すると思われる、いわゆる医療過誤と言われる事故は、がんセンターの部位取り違い1件、ガーゼ置き忘れ2件、損害賠償請求訴訟となった吉田病院のガーゼ置き忘れ1件の計4件であります。なお、このほか公表基準に該当があるかどうか、現在調査中でございます。

次に、がんセンター新潟病院における医療事故再調査の進捗状況と、関係職員の処分についてであります。去る11月13日より調査を開始しまして、これまで関係医師、看護婦等16人の調査を終了したところであります。さらに、今後も十数人の関係者の調査を予定しているところであります。調査は、2年前の事故で関係者の記憶も薄く、また職員間の記憶の食い違いなど判明しがたい部分もありますが、年内中の終了を一応の目途としながら、できるだけ早くまとめるよう考えております。

また、関係職員の処分につきましては、現在行っている調査終了後に再検討となりますけれども、調査結果いかなるかは、処分対象者や内容を含め、新たな処分も検討しなければならないと考えております。

次に、医療事故の調査に当たっての医師への気兼ねや第三者介入の必要性についてであります。もとよりこの種の調査は県民医療の安全確保を目的としているものであり、いやしくも医師への特別な配慮は一切考えておりません。

また、病院は医療法上独立した機関であり、病院局はある意味では行政的な立場での行動や判断が可能なることから、病院局独自の調査で十分であると考えております。

次に、公表基準を策定した理由、これに対する各病院長の意見についてであります。御指摘のとおり、当該基準をまとめるに当たっては、院長から厚生省や他の自治体病院が公表基準を示していない中、なぜ新潟県立病院が率先して実施しなければならないのか、あるいは公表することにより患者さんにむしろ不安を与えたり、職員が萎縮してしまうのではないかと、さらには病院名を伏せるべきだなど反対意見が多くあったことも事実であり、私自身まとめるのにいつとき不安を覚えたこともあります。

しかしながら、県民に支えられている県立病院が、安全で信頼され、質の高い医療を提供するためには、むしろ率先して公表基準を設けることで、職員が緊張感を持って、常に医療事故の再発を防ごうと努力し、その姿勢が患者さんの信頼を得ることにつながっていくものと判断し、病院長に強く訴え、他の医療機関に先駆けての公表基準の策定へと至ったものでございます。

以上でございます。

## 【野本憲雄教育長】

戦後の我が国の教育についてであります。評価すべき事柄としては、高校・大学への進学者の増加など、教育の普及により、国民全体としての教育水準が向上し、経済、社会の発展の原動力になったこと、個人の価値観や自由を尊重する精神がはぐくまれたことなどが挙げられるのではないかと考えております。

また、今日改めて考えるべき事柄としては、教育が形式的には平等であるものの、画一化し、個性や創造性を必ずしも十分はぐくんでこなかったのではないかと、また個人主義が時として利己主義に墮している面などがあるのではないかと考えております。

次に、子供たちを心豊かに育てていく教育についてであります。規範意識、倫理観、公共心、命をたっとぶ心や感動する心などは、生まれながらに備わっているものではなく、幼児期からの多くの人々とのかかわりやさまざまな体験を積むことによって、初めて身につけていくものであります。

心豊かな子供を育てる教育は、何よりも家庭が責任を持って担うべきであります。学校や地域社会も家庭と連携、共同しながら力を尽くすべきであると考えております。

次に、家庭や地域社会における子育てや教育についてであります。青少年が将来社会生活を送る上でのものとなる基本的な生活習慣や倫理観、規範意識の育成には、何といたっても家庭の役割が極めて大きく、重要であり、その上に立って学校や地域が互いに連携しつつ、それぞれの役割を果たすことが重要であると考えております。今後とも家庭や地域の教育の役割や重要性について啓発してまいります。

以上でございます。